

小児かかりつけ医制度に登録しませんか？

2016年より乳幼児の方を対象とした『小児科かかりつけ医制度(小児かかりつけ診療料)』が制定されました。当院は2024.2月より導入することにしました。

これは、病気のことだけでなく、予防接種やアレルギーの相談、発達や発育の相談なども含めて身近な地域の小児科医に任せるとした国の方針に基づくもので、小児科かかりつけ医として1カ所の医療機関に登録する制度です。 6歳未満のお子さんが対象です。

登録は任意で、全く強制力はない制度です。登録後も、他院への受診を制限するものではありません。登録の有無で診療内容が変わることはありません。

乳幼児医療証をお持ちの方のご負担はありません。登録はいつでも解除できます。

Q:対象年齢は？

A:登録ができるのは 6歳未満のお子様で、登録までに4回以上の当院への来院が条件となります。一度ご登録いただくと就学前まで延長できます。

6歳以上の方は制度対象外となりますが、もちろん今まで通り当院をかかりつけ医として相談・受診して頂けます。

Q:登録するとどんなメリットがありますか？

A:当院の「小児かかりつけ医制度」登録のメリットは主に次の3点です。

①急病時の診察、アレルギーや便秘などの慢性疾患の指導管理や栄養指導、発達相談、予防接種のご相談等に対応いたします。

ご登録された方にのみ、診療時間後数時間の電話での相談をお受けいたします。

急を要さないご相談内容については、診療時間内にご受診またはクリニックへお電話ください。当院がやむを得ず対応出来ない場合は、小児救急ダイヤル(#8000)や夜間休日急患センター 徳山中央病院内こどもQQにご相談ください。

②受診される場合はかかりつけ登録者専用の時間帯予約のイチケットのサイトをご案内します。

通常の順番予約よりも30分早い朝7時からイチケットから予約可能です。30分単位の時間帯予約制となります。時間帯予約のためお待たせする時間が短くなります。朝の8:30からとなりますがお電話でも予約可能です。

(例)10:00～の予約は、10:00～10:30の間で検査や診察開始予定となります。

9:50～10:00頃には院内受付を済ませてください。



③ ワクチン不足時の優先

不測の事態で一時的に製造や流通の少なくなったワクチンが出た時(ワクチンの入荷数が少なくなった時)に、接種必要性の優先順位が同じ場合には、かかりつけ患者様を優先的に接種させていただいております。

※かかりつけ医に登録されていても予防接種を他院でされている場合はこの限りではありません。

かかりつけ医に登録し、当院で予防接種をしていただいている方を最優先させていただきます。

Q:すべての小児科が導入している制度ですか？

A:施設基準を満たし認定を受けた医療機関が導入している制度ですが、この制度を採用していない小児科もあります。

Q:たけの子クリニック以外の受診はできないのですか？

A:休診日や夜間など当院が対応できないときは、他院へ受診されてももちろん構いません。他院への受診を制限する制度ではありません。

Q:電話相談で、兄弟のことを相談してよいですか？

A:原則として登録されたお子さんに限り利用をお願いします。

6歳未満のお子さんであれば、同意書を記載して登録をお願いします。

Q:6歳になったら終了ですか？

A:6歳未満で登録され、継続的に受診される場合、就学前まで対象となります。

現段階で小学生以上の方は制度対象外となります。

Q:複数の医療機関に登録できますか？

A:かかりつけ医の登録は1カ所のみとなり、重複登録はできません。

お引っ越しやご事情により登録先はいつでも変更できます。

